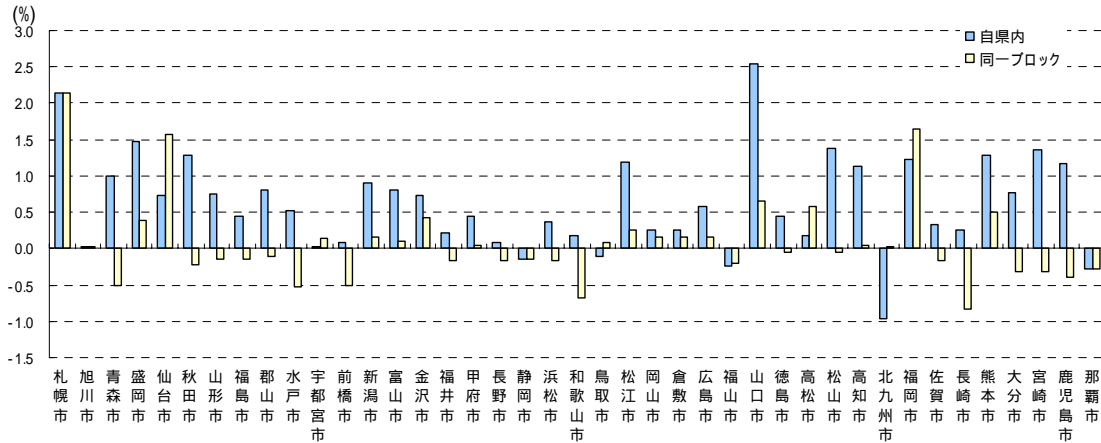


指標：地方中枢・中核都市圏の道県内・ブロック内に対する人口純移動率

地方中枢・中核都市圏の道県内及び地域ブロック内に対する人口純移動率をみると、概ね道県内では転入超過となっており、地方中枢都市圏では地域ブロック内においても転入超過となっている。

地方中枢・中核都市圏の道県内・地域ブロック内の人口純移動率(1995～2000年)



(出典) 国勢調査「人口移動集計」、「日本の都市圏設定基準 (Metropolitan Area Definitions in Japan)」(金本良嗣・徳岡一幸 2001年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

- (注) 1. 人口純移動率は、人口純移動者 ÷ 都市圏人口 × 100で算出。横軸は各都市圏を表す。同一ブロック内純移動は自県内純移動を除いたもの。
 2. ここで中枢・中核都市とは都道府県庁所在地または人口30万人以上かつ昼夜間人口比1以上の都市であり、各都市圏の中心都市である。
 2. 金本・徳岡(2001年)の都市圏設定基準による郊外地域の条件は以下のとおり。
 (1)中心都市への通勤率が10%以上の市町村をその中心都市の郊外市町村とする。
 (2)中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率を用いる。
 (3)通勤率が10%を超える中心都市が複数存在する場合には、通勤率が最大の中心都市の郊外とする。
 (4)中心都市及び他の郊外市町村への通勤率が10%を超える場合には、通勤率がより大きい郊外であるとする。